

仙台市介護保険審議会の概要について

1 設置の趣旨

介護保険事業の運営に関し必要な事項について調査審議し、その運営に被保険者等の意見を反映させるために設置するもの。

2 調査審議事項

(1) 審議会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- ① 仙台市介護保険事業計画の策定、変更及び進行状況に関する事項
- ② 前号に定めるもののほか、介護保険事業の円滑な運営のために必要な事項

(2) 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

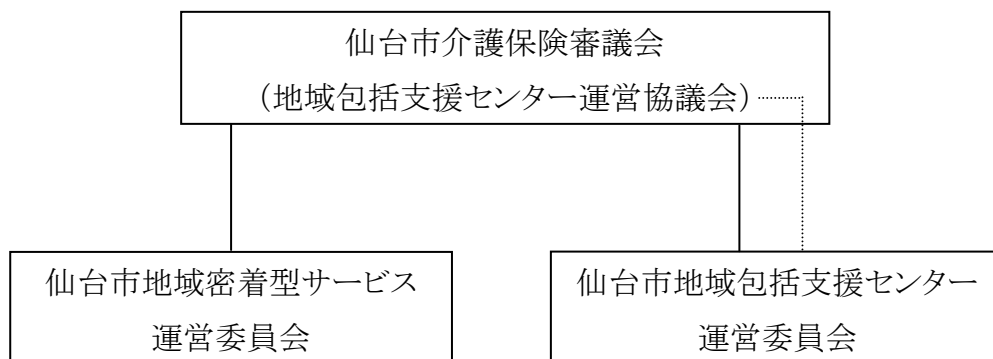
3 介護保険審議会の構成について

上記の調査審議を効果的かつ効率的に行うため、介護保険審議会は次の(1)の役割を担うとともに、以下(2)、(3)の専門委員会を設置する。

(1) 地域包括支援センター運営協議会

別添参考資料1のとおり

【介護保険審議会イメージ図】



(2) 地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービスに関する次の事項について調査審議する。

- ① 地域密着型サービス事業者の指定に関する事項
- ② 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関する事項
- ③ 地域密着型サービス事業の適正な運営を確保するために必要な事項

概ね年4回程度(6, 9, 12, 3月頃)開催

(3) 地域包括支援センター運営委員会

地域包括支援センターに関する次の事項について調査審議する。

- ① 地域包括支援センターの担当圏域の設定に関する事項
- ② 地域包括支援センター業務の委託先法人の選定, 変更等に関する事項
- ③ 指定介護予防支援の公正かつ中立な運営の確保に関する事
- ④ 地域包括支援センターの適切, 公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項
概ね年4回程度開催

(2)・(3)の委員会に所属する委員は, 会長が指定し, 委員会における審議内容は審議会に報告する。

- <参考資料>
- 1 地域包括支援センター運営協議会について
 - 2 仙台市介護保険条例(介護保険審議会部分抜粋)
 - 3 仙台市介護保険条例施行規則(介護保険審議会部分抜粋)